

北海道公報

目次

ページ

発行 北海道 (総務部法制文書課)
電話 011-231-4111 (内線 22-271)
FAX 011-232-1385
印刷 富士プリント(株)

○ 地方卸売市場の廃止の許可	(地域産業課)	一一五
○ 卸売業務の廃止の届出	(地域産業課)	一一五
○ 大規模小売店舗立地法による市町村等の意見	(地域産業課)	一一六
○ 肥料の登録事項の変更の届出	(道産食品安全室)	一一六
○ 肥料の名称の変更の届出	(道産食品安全室)	一一六
○ 平成十四年度において補助金等を交付する事務又は事業	補助対象経費、補助率	一一七
等の決定(農政部所管分)の一部改正	(農政課)	一一七
○ 平成十四年度において補助金等を交付する事務又は事業	補助対象経費、補助率	一一七
等の決定(農政部所管分) その四)	(農政課)	一一七
○ 北海道補助金等交付規則に定める申請書の様式の一部改正	(農政課)	一一九
○ 家畜伝染病の発生	(酪農畜産課)	一二八
○ 家畜伝染病検査の命令	(酪農畜産課)	一二九
○ 知事権限に係る保安林の指定の解除	(治山課)	一三三
○ 建設業者に対する監督処分	(建設情報課)	一三三
○ 公共測量の実施の通知(五件)	(建設部総務課)	一三三
○ 道路の区域の変更(四件)	(道路整備課)	一三三
○ 道路の区域の変更及び供用の開始	(道路整備課)	一三四
○ 公有水面の埋立てに関する工事のしゅん功認可	(砂防災害課)	一三五
公 告		
○ 北海道地域総合整備資金貸付要綱の一部改正	(地域政策課)	一三五
○ 公募型プロポーザルの実施	(観光振興課)	一三五
道教育庁石狩教育局告示		
○ 特定調達契約に係る落札者等の公示		一三六
道選挙管理委員会告示		
○ 政治団体の設立の届出(平成十四年五月分)		一三七
○ 政治団体の届出事項の異動届出(平成十四年五月分)		一三七
○ 政治団体の解散の届出(平成十四年五月分)		一三九
○ 資金管理団体の指定の届出(平成十四年五月分)		一三九

○ 資金管理団体の届出事項の異動届出(平成十四年五月分)		一四〇
○ 資金管理団体の指定取消しの届出(平成十四年五月分)		一四〇
道公安委員会告示		
○ 少年指導員規則第二条の規定による告示		一四〇
道函館公安委員会告示		
○ 少年指導員規則第二条の規定による告示		一四一
道旭川公安委員会告示		
○ 少年指導員規則第二条の規定による告示		一四一
道釧路公安委員会告示		
○ 少年指導員規則第二条の規定による告示		一四三
道北見公安委員会告示		
○ 少年指導員規則第二条の規定による告示		一四三
道警察本部告示		
○ 一般競争入札の実施に関する告示		一四三
○ 一般競争入札に係る資格に関する告示		一四四
○ 特定調達契約に係る入札の公告		一四五
○ 一般競争入札の実施に関する公告		一四六

告 示

北海道告示第1227号
卸売市場法(昭和46年法律第35号)第60条の規定により、次のとおり地方卸売市場の廃止を許可した。
平成14年7月19日

1	許 可 年 月 日	平成14年7月8日	北海道知事	堀 達 也
2	廢 止 年 月 日	平成14年7月10日		
3	地 方 卸 売 市 場 の 名 称	三笠市地方卸売市場		
4	開 設 者	三笠市		

北海道告示第1228号
北海道地方卸売市場条例(昭和46年北海道条例第50号)第19条第2項の規定により、次のとおり卸売業務の廃止の届出があった。
平成14年7月19日

北海道知事 堀 達 也

- 1 廃止年月日 平成14年7月10日
- 2 卸売業者の名称 株式会社岩三
- 3 取扱品目の部類 青果部・水産物部
- 4 地方卸売市場の名称 三笠市地方卸売市場

北海道告示第1229号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第8条第1項の規定により市町村から聴取した意見及び同条第2項の規定により述べられた意見の概要は、次のとおりである。

平成14年7月19日

北海道知事 堀 達 也

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
フアッシュヨシセンターしまむら西神楽店
旭川市西御料1条1丁目1番1号
- 2 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
丸信信栄産業株式会社 代表取締役 林 利明
旭川市旭神町27番地
- 3 市町村から聴取した意見の概要
(1) 環状1号線に面した歩道と駐車場との間に階段が設置されているが、階段の降り口が歩行者帯ではなく駐車スペースになっており、階段を利用する来客の安全性に支障をきたすおそれがある。このため、階段の撤去・閉鎖や階段付近の駐車スペースは使用しないなどの対策を講じ、歩行者の安全を確保すること。

(2) 駐輪場が、来客車両の駐車スペースと荷さばき車両駐車スペースに囲まれた位置に設置されており、自転車利用者の安全と利便性に支障を来すことから、実際に利用されない恐れがある。このため、駐輪場の位置を再検討するとともに、営業時間内において荷さばきを行う際は、店舗従業員が荷さばき車両の交通誘導を行うなどして、自転車利用者の安全と利便性を確保すること。

4 同法第8条第2項の規定により述べられた意見の概要
意見書の提出はなし

5 意見の縦覧

(1) 縦覧場所

北海道経済部地域産業課

北海道上川支庁商工労働観光課

(2) 縦覧期間

平成14年7月19日（金）から8月19日（月）まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に

関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）

(3) 縦覧時間

午前9時から午後5時15分まで

北海道告示第1230号

次の生産業者から、次のとおり肥料の登録事項に変更があった旨、肥料取締法（昭和25年法律第127号）第13条第1項の規定による届出があった。

平成14年7月19日

北海道知事 堀 達 也

登録番号	生産業者の名称	変更事項	変更後	変更年月日
------	---------	------	-----	-------

北海道第1225号	道南石灰工業株式会社	住所	札幌市東区北20条東7丁目365番地の1043	平成 4. 8. 31
-----------	------------	----	-------------------------	-------------

北海道第2210号	同	住所	同	同
-----------	---	----	---	---

北海道第2782号	同	住所	同	同
-----------	---	----	---	---

北海道第2110号	同	住所	同	同
-----------	---	----	---	---

北海道第2535号	同	住所	同	同
-----------	---	----	---	---

北海道告示第1231号

次の生産業者から、次のとおり肥料の名称を変更したい旨、肥料取締法（昭和25年法律第127号）第13条第4項の規定による届出があった。

平成14年7月19日

北海道知事 堀 達 也

登録番号 生産業者の名称 変更事項 変更内容 変更年月日
 北海道第2843号 株式会社カククローズ 肥料の名称 9.6カククろ魚かす粉末肥料 9.6魚かす粉末肥料 平成14. 7.11

北海道告示第1232号

平成14年度北海道告示第561号（平成14年度において補助金等を交付する事務又は事業、補助対象経費、補助率等の決定）の一部を次のように改正する。
 平成14年7月19日

北海道知事 堀 達也

「限度額」	「限度額」
950千円	700千円
1,450千円	950千円

別記11の事項中 を に改める。

北海道告示第1233号

北海道が平成14年度において補助金等を交付する事務又は事業、補助対象経費、補助率等を次のとおり定める。
 平成14年7月19日

2,450千円	1,950千円
---------	---------

北海道知事 堀 達也

(農政部所管分 その4)

補助金等を交付する事務又は事業の名称及びその目的又は趣旨	補助対象者	補助対象経費	補助率等	交付申請書に添付すべき関係書類	実績報告書に添付すべき関係書類	交付申請書の提出部数、提出期限及び提出先	摘要
1 農業法人育成総合支援事業 農業経営体の法人化や農業生産法人の体質強化を図るとともに、農業法人を核とした地域農業経営体の育成を支援するため、予算の範囲内で補助する。	北海道農業会議 市町村 農業協同組合 農業経営を行うため の一定の要件を満たしている法人及び農業を営むその他の法人（以下「農業法人」とい	北海道農業会議、市町村、農業協同組合又は民間団体が農業法人等育成支援事業を行う場合における当該事業に要する経費	10分の10以内 (市町村及び農業協同組合において は2分の1以内、民間団 体においては定額)	共通第14号様式 共通第18号様式 共通第20号様式 共通第32号様式 (申請者が市町村である場合を除く。) 農政第5号様式 別に指示する様	共通第29号様式 共通第31号様式 農政第5号様式	提出部数 1部 提出期限 別に指示する日 提出先 支庁(北海道農業会議にあっては、農政部農地調整	
(1) 農業法人等育成支援事業							

	う。)、農業経営基盤強化促進法(昭和55年法律第65号)第23条第4項に定める特定農業法人又は一定の要件を満たす集落営農組織(以下「民間団体」という。)			式		課)	
(2) 農業雇用労働力確保支援事業	北海道農業会議	北海道農業会議が農業雇用労働力確保支援事業を行う場合における当該事業に要する経費のうち、次に掲げるもの (1) 雇用体制整備事業費 (2) 雇用者確保事業費	定額 2分の1以内	共通第14号様式 共通第18号様式 共通第20号様式 共通第32号様式 農政第5号様式 別に指示する様式	共通第29号様式 共通第31号様式 農政第5号様式	提出部数 提出期限 提出先 1部 別に指示する日 農政部農地調整課	
(3) 地域農業経営体育成モデル事業	知事の指定を受けた農業法人を核とする農業者の組織する団体(以下「地域農業経営体」という。)	地域農業経営体が地域農業経営体育成モデル事業を行う場合における当該事業に要する経費	定額	共通第14号様式 共通第18号様式 共通第20号様式 共通第32号様式 農政第50号様式 別に指示する様式	共通第29号様式 共通第31号様式 農政第50号様式	提出部数 提出期限 提出先 1部 別に指示する日 支庁	
(4) 地域農業構造改革モデル事業	市町村 土地改良区 農業協同組合 農業協同組合連合会 第3セクター(地方公共団体、農業協同組合等が主たる構成員又は出資者となっており、かつ、これらの者がその事業活動を実質的に支配する	市町村、土地改良区、農業協同組合、農業協同組合連合会、第3セクター又は民間団体が地域農業構造改革モデル事業を行う場合における当該事業に要する経費	2分の1以内 (地区内機械等買上事業にあつては、3分の1以内)	共通第2号様式 共通第14号様式 共通第18号様式 共通第20号様式 共通第32号様式 (申請者が市町村である場合を除く。) 別に指示する様式	共通第2号様式 共通第29号様式 共通第31号様式 別に指示する様式	提出部数 提出期限 提出先 1部 別に指示する日 支庁	

	ことができる法人に限る。)民間団体							
2	地籍活用GIS推進事業 地籍調査の成果を活用したGIS(地理情報システム)の整備を推進するため、予算の範囲内で補助する。	市町村	市町村が地籍活用GIS推進事業を行う場合における当該事業に要する経費のうち、次に掲げるもの (1) システム構築費 (2) データ整備費	4分の3以内 3分の2以内	共通第14号様式 共通第18号様式 共通第20号様式 農政第43号様式	共通第29号様式 共通第31号様式 農政第43号様式	提出部数 提出期限 別に指示する日 提出先 支庁	正副2部 書作成件数 うち専門家の関与

北海道告示第1234号

昭和49年北海道告示第809号(北海道補助金等交付規則に定める申請書の様式)の一部を次のように改正する。
平成14年7月19日

農政第5号様式を次のように改める。
北海道知事 堀 達也

農政第5号様式(第3条第2項、第5条第1項、第14条)

その1

平成 年度農業法人育成総合支援事業実施計画(実績)書

第1 事業実施主体名

第2 農業法人等育成支援事業

1 農業法人設立推進活動

(1) 農業法人設立推進啓発普及活動

法 人 化 説 明 会	説 明 会 の 内 容
開催回数	参加者の募集方法
回	人
その他の普及活動内容	

(2) 農業法人設立相談・設立指導

設立相談件数	設立指導申請件数	経営調査実施経営体数	法人化計画書作成件数
件	件	件	うち専門家の関与

指導・助言実施経営体数	設 立 法 人 数
うち専門家の関与	うち専門家の関与
経営体	経営体
	法人
	法人

(注)実績報告の場合は、専門家の関与数を記入すること。

2 異業種等との提携推進活動

(1) 法人経営者等研修会開催

開催回数	参加者数(延べ)	参加者の募集方法	研 修 の 内 容
回	人		

(2) 異業種等提携活動

開催回数	参加者数(延べ)	うち農業法人等	うち異業種等
回	人	人	人

参加者の募集方法	活 動 の 内 容
----------	-----------

農業法人：
異業種等：

3 経営基盤強化等調査

調査対象 経営体数	うち農業法人	うち法人化 志向農業者数	調査の内容
	経営体	経営体	

(注)実績報告の場合は、調査報告書を添付すること。

4 企画調整活動

(1) 企画調査活動

企画調整活動 実施者数	企画調整活動 実施者の所属	活動日数(延べ)	活動の内容
人		日	

(2) 経営指導

コンサル 申請件数	経営調査 実施法人数	経営診断 書作成件数	うち専門家の関与	指導・助言 実施法人数	うち専門家の関与
			件		件

経営診断の内容(主なもの)

(注)実績報告の場合は、専門家の関与数を記入すること。

(3) 専門家の研修・情報交換会への派遣

派遣人数	派遣者名	専門分野
人		

5 地域相談・指導窓口(フアームオフィス)の専門指導員養成活動

(1) 専門指導員養成研修会の開催

開催回数	参加者数(延べ)	参加者の募集方法	研修の内容

回 人

(2) 地域相談・指導窓口(フアームオフィス)への情報提供

情報提供活動の概要	実施時期	実施回数	備考
	月	回	

(3) 修了証書・プレート表示板交付

修了証書交付者数	プレート表示板交付数
人	枚

第3 農業雇用労働力確保支援事業

1 雇用体制整備事業

(1) 農業団体等指導相談活動

指導相談活動の概要

事業実施主体：
理由：

2 農業雇用研修実施活動

(1) 雇用研修活動

実施法人数	法人	雇用研修生募集人数	人
(雇用研修活動の具体的な内容)			

(2) 実施状況等報告

(実施状況活動報告の内容)

3 雇用者確保事業

(1) 合同会社説明会開催

会場名 (開催地域)	開催時期	開催回数	来場者数	実施内容
	月	回	人	

(2) 広報活動

活動の概要	実施時期	実施回数	備考
	月	回	

(3) 調査活動

調査活動の概要	実施時期	具体的な調査方法
	月	

その2

平成 年度農業法人等育成支援事業実施計画 (実績) 書

1 事業実施主体名

2 地域農業構造改革計画における位置付け

(注) 地域農業構造改革計画において、当該地区の改革の方向における事業実施主体の位置付けを記述すること。

3 事業の取組方針及び目的

(注) 地域農業構造改革計画に基づき、当該地区の地域農業の構造改革の推進を図る観点から記述すること。

4 事業の内容

(1) 農業法人設立促進活動

法人設立企画書 作成時期	参加者の職業・所属等	学識者の所属等	検討の内容
月			

法人設立企画書 作成時期	情報収集活動内容
月	

(2) 農業法人等経営展開促進活動

経営展開企画書作成時期	参加者の職業・所属等	学識者の所属等	検討の内容
月			

_____ 月

その3

平成 年度農業法人等育成支援事業実施計画 (実績) 書

1 事業実施主体

名	称	代	表	者	名	所	在	地	又	は	住	所

(注) 事業実施計画申請時において、農業法人又は特定農業法人を設立するための農業者が組織する団体が事業実施主体である場合は、当該組織の代表者名及び住所を記入すること。

2 地域農業構造改革計画における位置付け

(注) 地域農業構造改革計画において、当該地区の改革の方向における事業実施主体の位置付けを記述すること。

3 事業の取組方針及び目的

(注) 地域農業構造改革計画に基づき、当該地区の地域農業の構造改革の推進を図る観点から記述すること。

4 事業実施主体の概要

営 農 類 型	名、戸
構 成 員	注 新規に農業法人を設立する場合は予定を記入
農 業 法 人 設 立 年 月 日	年 月 日 注 新規に農業法人を設立する場合は予定年月を記入
農業経営改善計画の認定の有無	有 (年 月 日) . 無
農業生産法人の該当の有無	有 . 無
特定農業法人の該当の有無	有 . 無 (特定農用地利用規程承認 年 月 日)

5 事業の内容

(1) 体制整備促進活動

活動プログラム	策定検討委員会	検討の内容
開催回数	参加者の職業・所属等	委員の職業・所属等
回		

説明	開催回数	参加人数(延べ)	活動プログラム	策定時期
	回	人		月

(注) 実績報告の場合は、活動プログラムを添付すること。

- (2) 地域農業経営調整活動
- ア 規模縮小農家等調査

意向把握	意向把握	意向把握	意向把握	意向把握
調査農家数	意向把握	方法	会議回数	参加人数(延べ)
戸			回	人

イ 作付け効率化調整活動

効率化等	検討	委員会
開催回数	参加者の職業・所属等	委員の職業・所属等
回		

栽培作物	調整	会議
会議回数	参加人数(延べ)	
回	人	

(3) 農業機械整備再編活動

保有	状況	調査
調査農家数	調査	方法
戸		

調整	検討	委員会
開催回数	参加者の職業・所属等	アドバイザーの職業・所属等
回		

農業機械等	整備	再編	協定
整備再編する機械の種類	作成	時期	
		月	

(注) 実績報告の場合は、農業機械等整備再編協定を添付すること。

(4) 経営管理能力向上活動

他団体等	研修	参加	活動
参加回数	参加人数(延べ)	参加	研修の内容

回	人
---	---

参画農業者経営能力向上研修			
実施回数	参加人数(延べ)	講師の職業・所属等	研修内容
(女性参画者) (参画農業者)	回	人	

先進経営体		調査	
調査回数	参加人数(延べ)	調査	先
回	人		

(5) 異業種等提携促進活動

情報	発信	方法
活動回数	回数	回

提携企業等		獲得活動	
展示会等参加活動	開催回数	情報交換会	開催回数
参加回数	回	開催回数	回

(6) 特産品等開発・加工推進活動

消費需要		動向把握		活動	
活動回数	参加人数(延べ)	活動	動向	内容	内容
回	人				

消費者		アンケート		調査	
調査先	調査件数	調査	内容	内容	内容
	件				

開催回数	参加者の職業・所属等	委員の職業・所属等	検討の内容
回			

試作品成分分析の内容	
------------	--

農産物加工		技術研修	
研修回数	指導員の職業・所属等	研修	内容
回			

(7) 経営多角化促進活動

企画		検討		委員会	
開催回数	参加者の職業・所属等	委員の職業・所属等	検討	内容	内容
回					

事例		研究		経営発展プラン	
調査回数	参加人数(延べ)	調査	先	作成	時期
回	人				月

(注) 実績報告の場合は、経営発展プランを添付すること。

(8) 農業法人設立活動

活動	内容	法人設立年月日
		年 月 日

注1 この様式は、農業法人育成総合支援事業に要する経費に係る補助金の交付を申請し、又は当該補助金に関し実績報告をする場合に使用すること。

注2 その1については北海道農業会議、その2については市町村又は農業協同組合、その3については民間団体が行う事業に使用すること。

農政第43号様式を次のように改める。

農政第43号様式 (第3条第2項、第5条第1項、第14条)

平成 年度地籍活用GIS推進事業実施計画 (実績) 書

1 事業を行う者の名称及び地区名称

- 2 市町村面積及び地籍活用GIS推進事業対象面積等
 市町村面積 km²
 地籍活用GIS推進事業対象面積 km²
 (うち、地籍調査実施面積 km²)
- 3 事業(予定)期間
 平成 年度～平成 年度
- 4 当該年度事業費 千円
 システム構築費 千円
 データ整備費 千円
 計
- 5 事業内容等

区分	システム構築	データ整備	備考
全体計画			筆数
当該年度			数値情報化済み km ²

注 この様式は、地籍活用GIS推進事業に要する経費に係る補助金の交付を申請し、又は当該補助金に関し実績報告をする場合に使用すること。

農政第19号様式及び農政第50号様式を次のように改める。

農政第49号様式 削除

農政第50号様式 (第3条第2項、第5条第1項、第14条)
 平成 年度地域農業経営体育成モデル事業実施計画(実績)書

都道府県名	
関係市町村名	

- 1 事業実施主体
 (1) 地域農業経営体の名称

--

(2) 地域農業経営体の代表者(核となる農業法人)

農業法人の名称及び代表者(役職、氏名)	主たる事務所の所在地	営農類型(主要作物等)

- (注) 1 経営状況及び活動状況等(別紙1)及び農業経営改善計画の写しを添付すること。
 2 農業経営改善計画の認定を受けていない農業法人は核となる農業法人に
 ならない。

(3) 地域農業経営体の構成員(1)の農業法人を除く。

氏名	住所	営農類型(主要作物等)	経営改善計画の認定の有無
			有 無

- (注) 1 事業申請時点において、核となる農業法人のほかに2経営(戸)以上(法人経営、個別経営を問わない。)の記載が必要
 2 経営状況等(別紙2(農業法人にあっては、別紙1))を添付すること。
 3 農業法人の場合は2)に準じて法人の名称等を記載すること。

2 地域の概要
 (1) 市町村名等

関係市町村名	農業地域類型	関係農協名	関係集落(地区)名

- (注) 1 地域農業経営体に参画する農業法人の主たる事務所の所在地又は参画農業者の住居が複数の市町村に存在する場合は、それぞれの市町村ごとに即応するように記載すること。
 2 「農業地域類型」とは、事業を計画している地域の所在する市町村が、都市的地域、平地農村地域、中間農業地域、山間農業地域のいずれに該当するかを記載すること。

地域指定等	指 定 年 度
地 域 指 定 等	指
農業振興地域整備計画	市町村名 年度 (農業振興地域内外の別: 内 外)
市町村基本構想の策定	市町村名 年度
地域農業マスタープランの事業導入計画の記載	市町村名 有 ・ 無

(2) 地域指定等

- (注) 1 地域農業経営体に参画する農業法人の主たる事務所の所在地又は参画業者の住居が複数の市町村に所在する場合は市町村名の記載は不要)。
 2 「地域農業マスタープランの事業導入計画の記載」欄には、「経営対策体制整備推進事業実施要領」(平成12年4月1日付け構改B第167号経済局長、構造改善局長、農産園芸局長、畜産局長通知)の別記様式2の(3)の「事業導入計画」への記載の有無を記載(マスタープランに記載されていない場合、事業の実施は不可)すること。
 3 農業振興等に係るその他の地域指定等がある場合は記載すること。

(3) 事業実施に当たっての市町村、農業団体等の協力体制

(4) 地域農業の概要、動向

(5) 地域における農業関係者(農業法人、農業者、農業団体)の現在の連携状況

3 事業実施の目的及び目標とする効果

(1) 事業の目的

(注) 地域の農業者(参画者)の農業経営の効率化・安定化(経営管理能力の向上、経営の合理化、販路の確保拡大による経営の発展・安定、農業者の意欲向上)、認定農業者の確保・育成、女性の経営参画のための条件整備等、地域農業の活性化を図るといふ公益的観点から記述すること。

(2) 事業実施により目標とする効果

ア 地域農業経営体への参画状況(核となる農業法人を含む。)

地域農業経営体参画農業者等数(合計)	現 在	事業実施年度末	5 年 後
法人経営(農業法人)数			
認 定 農 業 者 数			
家 族 経 営 (農 家) 数			
認 定 農 業 者 数			
効率のかつ安定的な農業経営の数			
農業経営改善計画認定見込み者数			
女性農業経営者数			
新 規 就 農 者 数			
市町村、農協の法人への出資	有・無	有・無	有・無
食品企業等の法人への出資	有・無	有・無	有・無
消費者等の法人への出資	有・無	有・無	有・無

(注) 1 「地域農業経営体参画農業者等数」= 「法人経営数」+ 「家族経営数」とすること。

- 2 「認定農業者」、「効率のかつ安定的な農業経営」、「農業経営改善計画認定見込み者」、「女性農業経営者」、「新規就農者」の数は、「法人経営」及び「家族経営」の内数となること。
 なお、それぞれが互いに重複することがあり得るため、それぞれの合計が「家族経営」の数に一致する必要はない。

3 「効率のかつ安定的な農業経営」とは、主たる従事者が他産業従事者と同等の年間労働時間で地域における他産業従事者と遜色のない所得を確保し得る農業経営等、市町村の農業経営基盤強化促進基本構想の目標

- を達成している経営をいう。
- 4 「女性農業経営者」、「新規就農者」には、農業経営を行っている女性及び新規就農者の数を記載し、農業経営を行っていない者（例えば農業法人の構成員、直売所の責任者（店員）、体験農園の指導員等）については、地域農業経営体の数に含めずにこの「事業の実施効果」にその数を記載すること。
 - 5 事業実施計画においては、「事業実施年度末」及び「5年後」の数字は見込み数（目標）とすること。市町村の出資についても同様に見込みとすること。
 - 6 本地域農業経営体育成モデル事業の「事業計画に定めた目標の達成状況等の報告」においては、「事業実施年度末」を各報告年度末として提出すること。

イ 地域農業経営体参画者（核となる法人を除く。）の平均的な所得水準、平均労働時間等

区 分	現 在	事業実施年度末	5 年 後
農 産 物 等 の 販 売 収 入	万円	万円	万円
主たる従事者の年間所得水準	万円	万円	万円
主たる従事者の年間労働時間	時間	時間	時間

（注）「事業計画に定めた目標の達成状況等の報告」においては、「事業実施年度末」を各報告年度末として提出すること。

ウ 事業の実施効果

--

（注）地域農業の活性化、地域農業の持続的発展等の観点から記載すること。

- 4 地域農業経営体育成モデル事業計画（実績）
 - (1) 地域農業経営体整備促進活動
 - ア 地域農業経営体確立促進活動

地 域 農 業 経 営 体 推 進 方 策 策 定 活 動			
企 画	委 員 会	推 進 方 策	情 報 収 集 分 析
開 催 回 数	参 加 者 の 職 業 ・ 所 属 等	策 定 時 期	調 査 地 区 数 参 加 者 数 (延べ)
回		月	地区 人

地 域 農 業 経 営 体 確 立 活 動			
地 域 農 業 経 営 体 確 立 計 画 書 作 成		確 立 計 画 時 期	
検 討 会 開 催 回 数	参 加 者 の 職 業 ・ 所 属 等	委 員 の 職 業 ・ 所 属 等	確 立 計 画 時 期
回			月

地 域 農 業 経 営 体 確 立 活 動			
参 画 意 向 調 査	経 営 体 確 立 説 明 会		
参 画 意 向 調 査 方 法	開 催 回 数	参 加 者 数 (延べ)	
戸		回	人

連 携 体 制 整 備 活 動			
公 的 機 関 等 と の 連 携 調 整 会 議	公 的 機 関 等 の 法 人 へ の 出 資	地 域 消 費 者 等 調 整 周 知、調 整 の 内 容	
開 催 回 数	連 携 す る 公 的 機 関 と そ の 内 容	有	無
回	()		

規 約 等 策 定 活 動					
規 約 等 の 策 定	規 約 等 策 定 検 討 会	規 約 等 説 明 会			
種 類	策 定 時 期	開 催 回 数	参 加 者 の 職 業 ・ 所 属 等	開 催 回 数	参 加 者 数 (延べ)
規 約	月	回	人	回	人

地 域 調 整 活 動			
調 整 員 の 氏 名 (人 数)	調 整 員 の 所 属 等	活 動 日 数 (延 べ)	活 動 内 容
		日	

（注）事業計画においては、人数で可

イ 参画農業者法人化検討活動

参 画 農 業 者 法 人 化 検 討 活 動			
参 画 農 業 者 法 人 化 検 討 会	情 報 収 集 活 動		
開 催 回 数	参 加 者 の 職 業 ・ 所 属 等	活 動 日 数 (延 べ)	活 動 内 容
回		日	

(2) 異業種等提携促進活動
ア 異業種等参画周知活動

提携推進手法	検討会
開催回数	参加者の職業・所属等 委員の職業・所属等
回	

情報発信活動	提携者確保活動の内容
提携する異業種等の業種等	情報発信の手法

イ 提携者交流促進活動

(7) 異業種等との交流活動

食品関連事業者等交流活動	交流活動内容
開催回数	参加者数
回	地域農業経営体 異業種等

地域住民等交流活動	交流活動内容
開催回数	参加者数
回	地域農業経営体 地域住民等

都市住民等交流活動	交流活動内容
開催回数	参加者数
回	地域農業経営体 都市住民等

(4) 異業種等提携者のネットワーク活動

情報収集活動	情報交換会	報告書
実施手法	開催回数	参加者の職業・所属等
	回	
		作成時期
		月

(3) 地域農業経営効率化促進活動
ア 作付け効率化等調整活動

効率化等企画委員会	検討の内容
開催回数	参加者の職業・所属等 委員の職業・所属等
回	

参画農業者等の役割分担調整	参画農家の意向確認
調整回数	アドバイザーの職業・所属等 合意形成の方向
回	

栽培作物等の調整	調整の方向
調整回数	調整農家数 アドバイザーの職業・所属等
回	戸(人)

イ 経営規模等調整活動

意向調整活動	高齢農業者等の役割分担調整
意向把握の方法	検討会開催回数
	参加者数(延べ)
	回
	人

ウ 労働条件調整活動

労働条件調整会議	労働管理計画書作成
開催回数	参加者数 アドバイザーの職業・所属等
回	人
	回
	月

エ 農業機械等有効利用調整活動

有効利用調整会議	有効利用計画書
開催回数	参加者数 参加者の職業・所属等
回	人
	委員の職業・所属等
	作成時期
	作成部数
	月
	部

(4) 経営確立総合支援活動

ア 参画農業者経営能力向上活動

参画回数	参加者数(延べ)	農業者実地研修	講師、パネラーの職業・所属等	研修対象者・研修内容
回	人			

実施回数	経営指導	活動
回	指導者数(延べ) 人	指導者の職業・所属等
		受けようとする指導の内容

先進事例	調査	他産業経営研修等参加
実施回数	参加者数(延べ) 人	参加回数 回
		参加者数(延べ) 人
		参加する研修内容

イ 農産物需要動向把握活動

調査先	調査の内容	調査件数	調査の反映方法
		件	

ウ フラント商品開発活動

開催回数	開発者の職業・所属等	委員の職業・所属等	検討内容
回			

開発委員の職業等	使用する機械・器具類	数量	成分分析等の内容

試作	市場評価	調査

開催回数	評価者	実施方法
回		

提携企業等	市場評価調査	評価報告書作成時期
調査方法	調査箇所数	調査先
	箇所	月

開催回数	参加者の職業・所属等	アドバイザーの職業・所属等	検討内容
回			

商品	商品化の内容	成分分析等の内容	商品化報告書作成時期
			月

注 この様式は、地域農業経営体育成モデル事業に要する経費に係る補助金の交付を申請し、又は当該補助金に関し実績報告をする場合に使用すること。

北海道告示第1235号

家畜伝染病が次のとおり発生した。

平成14年7月19日

北海道知事 堀達也

家畜伝染病の種類 家畜の種類 患者・疑似患者の別 発生頭数 発生年月日

ヨーネ病 牛 患畜 1 標準郡中標津町字豊岡1528番地2 平成14. 6. 3

同 同 同 1 根室市双沖1丁目197番地の2 同 14. 6. 7

同 同 同 1 札幌市北区篠路町拓北248番地 同 14. 6. 12

同 同 同 1 広尾郡大樹町字相川202番地 同

旭鷹	当士	和劍	風下	美東	女美	津斜	小端	訓置	留佐	常生	遠丸	白上	滝興	西雄	北網	紋日	平	
川栖	麻別	寒淵	連川	深	藻	溝	幌別	里	清野	水府	子戸	邊呂	田原	瀬布	湧上	部	興	
市町	市町	市町	市町	市町	市町	市町	市町	市町	市町	市町	市町	市町	市町	市町	市町	市町	市町	市町
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
平成14年7月25日から9月5日まで																		
7月22日から9月5日まで																		
7月29日から8月5日まで																		

門新	静三	浦様	え音	土上	鹿新	清芽	中更	忠大	広幕	池豊	本足	陸浦	帯釧	厚浜	標弟	阿鶴	白	
別冠	内石	河似	り更	幌幌	士追	得水	室内	別類	樹尾	別田	填別	寄別	幌広	路岸	中茶	屈	子	
町町	町町	町町	町町	町町	町町	町町	町町	町町	町町	町町	町町	町町	町町	町町	町町	町町	町町	町
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
7月22日から8月9日まで																		
7月25日から9月5日まで																		

- 音別町 平成14年7月25日から9月5日まで
 釧路市 同 7月22日から31日まで
 根室市 同
 別海町 同
 中津町 同
 津津町 同
 3 実施の対象となる家畜の種類及び範囲
 実施する区域内で共進会に出場する馬。ただし、生後180日未満のものを除く。
 4 実施の方法
 (1) 検査は、所轄家畜保健衛生所長が指定する日時及び場所で家畜防疫員が行う。
 (2) 検査は、家畜伝染病予防法施行規則（昭和20年農林省令第35号）第9条に定める方法による。

北海道告示第1237号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第2項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。
 平成14年7月19日

- 北海道知事 堀 達也
 1 解除に係る保安林の所在 虻田郡虻田町字洞爺湖温泉町172の1・173の1（以上2筆場所）
 2 保安林として指定された 土砂の流出の防備目的
 3 解除の理由 道路用地とするため
 （「次の図」は、省略し、その図面を北海道胆振支庁経済部林務課及び虻田町役場に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第1238号

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第1項の規定により、廃業等の届出のあった次の建設業の許可を取り消した。
 平成14年7月19日

商号又は名称及び代表者の氏名	主たる営業所在地	建設業の許可の番号	申請区分及び許可取消業種	処分年月日
株式会社三井興産岡崎文紀	札幌市北区北9西3-19	般-10	全部廃業	平成14.6.3

北海道タツク株式会社	札幌市中央区北4東1	般-13 石第10687号	同	同	14.6.5
水島喬	札幌市清田区真栄2-1	般-12 石第14951号	一部廃業 防水	同	同
株式会社皆成工業	札幌市厚別区厚別西2-2	般-9 石第12801号	全部廃業	同	14.6.6
株式会社光電社	仙台市泉区令の丘4-13	般-13 石第15326号	同	同	同
エスエスエンジニアリング	札幌市豊平区平岸8-12	般-9 石第2226号	同	同	14.6.7
株式会社清算人高橋茂	札幌市白石区栄通13丁目	般-13 石第15176号	同	同	14.6.11
株式会社丸伊伊藤木材店	千歳市錦町3丁目1	特-9 石第2163号	同	同	同
伊藤繁樹	札幌市清田区北野4-5	般・特-13 石第13671号	同	同	14.6.12
株式会社栗虫組	札幌市北区北33西4	般-10 石第16162号	一部廃業 建築	同	14.6.14
有限会社アルファ企画	札幌市中央区北4西6	般-10 石第16055号	全部廃業	同	14.6.17
保賀典子	札幌市東区苗穂町10-1	特-13 石第425号	一部廃業 造園	同	14.6.18
北海道機械開発株式会社	札幌市北区北7西1	般-9 石第14131号	全部廃業	同	14.6.19
札幌管理サービス株式会社	札幌市北区新川3-5	般・特-13 石第1834号	同	同	14.6.20
吉田裕幸	札幌市白石区米里1-2	般-9 石第1665号	一部廃業 土木	同	14.6.25
原部建設株式会社	江別市東野幌本町19-28	般-9 石第11368号	一部廃業 建築	同	14.6.26
株式会社梁瀬					

呼3831紙

株式会社岡内組 岡内正雄	仙台市太白区中田 5-16	般-11 石第3844号	全部廃業	平成14.6.27
栄興資材株式会社 後藤榮治	札幌市西区我寒8 -7	般-9 石第11395号	一部廃業 土木	同 14.6.28
株式会社亀田コン クリート	函館市北美原1- 30	般-9 檜第460号	全部廃業	同 14.6.6
亀田建設 安田孝一	北檜山町字豊岡 114-1	般-12 檜第242号	同	同 14.6.14
中村建設株式会社 中村幹夫	沼田町字沼田351	特-13 空第842号	一部廃業 管	同 14.6.7
門崎工務店 門崎留吉	由仁町岩内1290番 地	般-12 空第1023号	全部廃業	同 14.6.13
美運建設工業株式 会社	美唄市字美唄1384 番地	特-9 空第1252号	一部廃業 建築	同 14.6.25
橋詰民子 大一近藤建設株式 会社	深川市広里町5- 2	般-9 空第620号	一部廃業 建築	同 14.6.27
渡部昇 北海工業株式会社	当麻町4条南3- 1	特-11 上第971号	一部廃業 造園	同 14.6.10
秋山忠広 株式会社小島鉄工 所	旭川市永山町6- 13	般-13 上第2348号	一部廃業 とび・土工、 塗装	同 14.6.11
小島高清 平和塗装株式会社	旭川市宮下通9- 766	特-12 上第2177号	一部廃業 とび・土工	同 14.6.13
遠藤孝治 永井設備工業株式 会社	旭川市忠和5-6	般-13 上第217号	全部廃業	同 14.6.21
永井武男 三栄建設株式会社	苫前町字古丹別 267-2	般-12 留第291号	同	同 14.6.6
伊藤介 真和興産株式会社	留萌市沖見町2- 211	般-12 留第456号	同	同 14.6.13
黒江方昭 有限会社川畑建設	遠別町字本町3- 59	般-9 留第109号	一部廃業 土木	同
川畑和成 株式会社安田	枝幸町新港町979 -1	般-9 宗第548号	全部廃業	同
安田康昌 株式会社小川組	北見市幸町6-5 -7	特-9 網第306号	一部廃業 土木	同 14.6.24

昌和建設株式会社 本間裕章	苫小牧市春日町2 -1-15	特-9 胆第308号	全部廃業	同 14.5.22
岡本建設株式会社 岡本征男	室蘭市母恋北町1 -4-8	般-13 胆第2700号	同	同 14.6.5
株式会社王子サー ビスセンター	苫小牧市花園町1 -5-1	般-13 胆第3823号	同	同 14.6.10
山本豊 株式会社電材重機	室蘭市東町3-8	般-9 胆第2407号	同	同 14.6.11
上村幸広 田家建設株式会社	苫小牧市字沼ノ端 45-11	特-13 胆第506号	同	同 14.6.18
破産管財人 坂原正治	音更町木野大通東 15-3	般-12 十第2430号	一部廃業 造園	同 14.5.30
株式会社上田建設 上田武	芽室町東4条7- 1	般-9 十第2907号	一部廃業 大工	同 14.6.4
前田八又 前田良昭	本別町柏木町10- 1	般-9 十第559号	全部廃業	同 14.6.4
有限会社福井板金 工業 福井茂	清水町南1西3- 1	般-14 十第2629号	全部廃業	同 14.6.11
有限会社溝口建設 溝口順司	芽室町東芽室基線 1-4	般-13 十第303号	一部廃業 とび・土工、 石、タイル、 レンガ	同 14.6.28
馬場工業株式会社 馬場政純	釧路町別保南5- 7	般-10 釧第2320号	全部廃業	同 14.6.5
有限会社サトウ通 信 佐藤吉男	釧路市新栄町12- 15	特-9 釧第205号	一部廃業 管	同
黒瀬建設株式会社 黒瀬孝志	釧路市武左4-33	般-13 釧第1060号	全部廃業	同 14.6.26
有限会社川村組 川村悦男				

北海道告示第1239号

札幌開発建設部長から、次のとおり公共測量を実施する旨、測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定による通知があった。
平成14年7月19日

弊 公 司 取 扱 宗

- 1 作業種類 公共測量（2級基準点）
- 2 作業期間 平成14年7月15日から25日まで
- 3 作業地域 新十津川町

北海道告示第1240号

函館開発建設部長から、次のとおり公共測量を実施する旨、測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定による通知があった。

平成14年7月19日

北海道知事 堀 達也

- 1 作業種類 公共測量（道路敷地確定）
- 2 作業期間 平成14年6月14日から9月11日まで
- 3 作業地域 大成町

北海道告示第1241号

旭川開発建設部長から、次のとおり公共測量を実施する旨、測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定による通知があった。

平成14年7月19日

北海道知事 堀 達也

- 1 作業種類 公共測量（2級基準点）
- 2 作業期間 平成14年6月21日から9月2日まで
- 3 作業地域 南富良野町

北海道告示第1242号

- 1 道路の種類 道道
- 2 道路の路線名、区域及び縦覧場所

変更前後の別

敷地の幅員

延長

国道等との重複区間

縦覧場所

豊浦京極線 虻田郡真狩村字真狩128番地先から
虻田郡真狩村字杜20番1地先まで

前 14.50mから
後 32.00mまで

1,047.54m

道道岩内洞爺線における916.00mの間
道道岩内洞爺線における921.84mの間

北海道小樽土木現業所

三ノ原ニセコ線 虻田郡真狩村字真狩128番地先から
虻田郡真狩村字緑岡31番44地先まで

前 13.00mから
後 14.50mから
21.80mまで

340.00m

道道岩内洞爺線における17.96mの間及び
道道豊浦京極線における131.54mの間
道道岩内洞爺線における27.30mの間及び
道道豊浦京極線における125.70mの間

同

室蘭開発建設部長から、次のとおり公共測量を実施する旨、測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定による通知があった。

平成14年7月19日

北海道知事 堀 達也

- 1 作業種類 公共測量（3級基準点）
- 2 作業期間 平成14年7月31日から10月21日まで
- 3 作業地域 穂別町

北海道告示第1243号

釧路開発建設部長から、次のとおり公共測量を実施する旨、測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定による通知があった。

平成14年7月19日

北海道知事 堀 達也

- 1 作業種類 公共測量（基準点設置）
- 2 作業期間 平成14年7月12日から10月18日まで
- 3 作業地域 釧路市

北海道告示第1244号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

その関係図面は、北海道建設部道路整備課及び次の縦覧場所に備え置いて、告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

平成14年7月19日

北海道知事 堀 達也

呼 3 8 3 1 報

北海道告示第1245号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。
 その関係図面は、北海道建設部道路整備課及び北海道室蘭土木現業所に備え置いて、告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。
 平成14年7月19日

道路の種類	道路	北海道知事	堀	達	也
1 道路の種類	道道				
2 路線名	美和豊浦停車場線				
3 道路の区域	区				
	虻田郡豊浦町字浜町78番1地先から虻田郡豊浦町字浜町28番3地先まで	変更前	敷地の幅員	延	長
		後の別	10.80mから	627.00m	—
		前	35.00mまで		
		後	10.80mから	627.00m	—
		後	43.00mまで		
		後	14.20mから	674.56m	—
		後	27.80mまで		

北海道告示第1246号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。
 その関係図面は、北海道建設部道路整備課及び北海道旭川土木現業所に備え置いて、告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。
 平成14年7月19日

道路の種類	道道	北海道知事	堀	達	也
1 道路の種類	道道				
2 路線名	愛別当麻旭川線				
3 道路の区域	区				
	旭川市豊岡14条8丁目13番5地先から旭川市豊岡14条8丁目13番1地先まで	変更前	敷地の幅員	延	長
		後の別	12.50mから	255.05m	—
		前	21.82mまで		
		前	21.82mから	244.00m	—
		前	21.82mまで		

北海道告示第1247号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。
 その関係図面は、北海道建設部道路整備課及び北海道留萌土木現業所に備え置いて、告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。
 平成14年7月19日

道路の種類	道道	北海道知事	堀	達	也
1 道路の種類	道道				
2 路線名	遠別中川線				
3 道路の区域	区				
	天塩郡遠別町字清川307番10地先から天塩郡遠別町字清川1210番地先まで	変更前	敷地の幅員	延	長
		後の別	16.04mから	358.00m	—
		前	30.16mまで		
		後	17.01mから	358.00m	—
		後	30.16mまで		

北海道告示第1248号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更し、同条第2項の規定により道路の供用を開始する。
 その関係図面は、北海道建設部道路整備課及び北海道帯広土木現業所に備え置いて、告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。
 平成14年7月19日

道路の種類	道道	北海道知事	堀	達	也
1 道路の種類	道道				
2 路線名	下居辺高島停車場線				
3 道路の区域	区				
	中川郡地田町字常磐72番8地先から中川郡地田町字常磐6番地先まで	変更前	敷地の幅員	延	長
		後の別	10.90mから	1,524.00m	—
		前	16.50mまで		
		後	14.70mから	1,520.00m	—
		後	30.80mまで		

報 公 刊 北

北海道告示第1249号

公有水面埋立法（大正10年法律第57号）第22条第1項の規定により、次のとおり公有水面の埋立に関する工事のしゅん功を認可した。

平成14年7月19日

北海道知事 堀 達也

1 しゅん功認可の年月日 平成14年7月11日

2 しゅん功認可を受けた者

(1) 氏名又は名称 北海道

(2) 住 所 札幌市中央区北3条西6丁目

(3) 代表者の氏名 北海道知事 堀 達也

3 埋立 区 域

(1) 位 置 幌泉郡えりも町字えりも岬102番2地先の公有水面

(2) 区 域 次の1の地点から6の地点までを順次に結んだ線及び1の地点と6の地点とを結んだ線によって囲まれた区域（日本測地系による測量の成果を使用）

えりも岬漁港漁港原点（北緯41度55分55秒1137、東経143度14分55秒2899（ $X = -229.210.565$ 、 $Y = 82.812.623$ ））

1の地点

の地点から方向角355度31分16秒の方向256.37mの地点

2の地点

の地点から方向角229度14分11秒の方向47.00mの地点

3の地点

の地点から方向角264度52分30秒の方向10.66mの地点

4の地点

の地点から方向角21度07分05秒の方向3.90mの地点

5の地点

の地点から方向角49度13分32秒の方向52.10mの地点

(3) 面 積

801.90m²

4 免許年月日及び番号 平成8年7月5日

5 公有水面埋立法第22条第3項の市町村名

北海道知事 堀 達也

北海道知事 堀 達也

北海道地域総合整備資金貸付要綱（平成2年3月19日公告）の一部を次のとおり改正する。

平成14年7月19日

北海道知事 堀 達也

第3第1項中「民間事業者等による事業」の次に「（ただし、札幌市において実施される

ものを除く）」を加える。

第5第6項中「「地域経済基盤強化対策推進地域」又は」を削る。

第19から第22までを第20から第23までとする。

第18第1項第1号中「地域振興民間能力活用事業計画」の次に「又は法令」を加え、同項

第5号中「和議」を「民事再生手続」に、「会社更正」を「会社更生」に、同項第12号中

「第12」を「第13」に改め、第18を第19とする。

第13から第17を第14から第18とする。

第12第3項中「第9から第11」を「第9及び第11から第12」に、「第10」を「第11」に、

「第11」を「第12」に改め、第12を第13とする。

第11第1項中「第10」を「第11」に改め、第11を第12とする。

第10を第11とする。

第9の次に次のように加える。

第10 事情変更による決定の取消し

1 知事は、地域総合整備資金の貸付決定をした場合において、貸付決定者が法令に反する等その後の事情の変更により特別の必要が生じたときは、貸付決定を取り消すことができる。

2 知事は、前項の規定により貸付決定を取り消すに当たって、財団の意見を参考とすることとする。

3 前条の規定は、第1項の処分をした場合に準用する。

附則第2項中「平成14年3月31日」を「平成15年3月31日」に改める。

附 則

この要綱は、平成14年7月19日から施行する。

次のとおりプロポーザルの提出を要請する。

平成14年7月19日

北海道知事 堀 達也

1 業務概要

(1) 業務名 来道観光客動態（満足度）調査入力業務

(2) 業務内容 北海道が提供する調査票により、本道と道外を結ぶ航空機、フェリー及びJRを利用した来道観光客の属性や道内における行動などの実態及び各種サービスの満足度について聞き取り調査及び集計業務を委託する。

(3) 契約期間 契約締結日から平成15年3月31日まで

2 参加資格及び選定基準

(1) プロポーザルの提出者に要求する資格

(2) 経営状況、経営規模等において契約の履行に支障がないこと。

第 三 八 三 号

報 告 公 報 北 道

<p>イ 調査業務の実績を有していること。 ウ 道内に本社があり、かつ、主な営業区域を道内としていること。</p> <p>(2) 選定基準</p> <p>ア 業務責任体制 イ 新規雇用者数、新規雇用者の年齢及び恒常的な雇用の検討の有無等 ウ 調査員の配置数、調査員に対する管理監督体制、調査員に対する研修体制等</p> <p>3 手続等</p> <p>(1) 担当部課 郵便番号 060 - 8588 札幌市中央区北3条西6丁目 北海道経済部観光振興課 電話番号 011 - 231 - 4111 内線 26 - 562 ファクシミリ 011 - 232 - 4120</p> <p>(2) フロボーザルに係る説明書の交付期間、場所及び方法 平成14年7月19日(金)から25日(木)まで (土曜日及び日曜日は除く。交付時間は午前9時から午後5時まで) 交付場所は、(1)に同じ。 直接交付する(郵送はしない。)</p> <p>(3) 参加表明書及びフロボーザルの提出期限、提出場所及び提出方法 平成14年7月26日(金) 午後5時必着 提出場所は、(1)に同じ。 持参による。</p> <p>4 その他</p> <p>(1) 契約書作成の要否 (2) フロボーザルに関するヒアリングを行う。 (3) その他詳細は、フロボーザルに係る説明書による。</p>	<p>(2) 落札を決定した日 平成14年7月4日</p> <p>(3) 落札者の氏名及び住所 ア 氏 名 株式会社大塚商会 イ 住 所 東京都千代田区三崎町2丁目12番1号</p> <p>(4) 落札金額 10,252,200円</p> <p>(5) 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札</p> <p>(6) 一般競争入札の公告 平成14年北海道教育庁石狩教育局告示第6号 平成14年北海道教育庁石狩教育局告示第7号</p> <p>(7) 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地 ア 名 称 北海道教育庁石狩教育局企画総務課 イ 住 所 北海道札幌市中央区北3条西7丁目</p> <p>2(1) 落札者に係る物品等の名称及び数量 パーソナルコンピュータ 一式 121台</p> <p>(2) 落札を決定した日 平成14年7月4日</p> <p>(3) 落札者の氏名及び住所 ア 氏 名 大丸藤井株式会社 イ 住 所 北海道札幌市中央区南1条西3丁目2番地</p> <p>(4) 落札金額 12,133,275円</p> <p>(5) 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札</p> <p>(6) 一般競争入札の公告 平成14年北海道教育庁石狩教育局告示第6号 平成14年北海道教育庁石狩教育局告示第7号</p> <p>(7) 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地 ア 名 称 北海道教育庁石狩教育局企画総務課 イ 住 所 北海道札幌市中央区北3条西7丁目</p> <p>3(1) 落札者に係る物品等の名称及び数量</p>
<p>北海道教育庁石狩教育局告示第10号 次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。 平成14年7月19日</p> <p>北海道教育庁石狩教育局長 大 内 主 計</p> <p>1(1) 落札者に係る物品等の名称及び数量 パーソナルコンピュータ 一式 106台</p>	

興 業 局 長 印 鑑 欄

- (2) パーソナルコンピュータ 一式 139台
- (2) 落札を決定した日 平成14年7月4日
- (3) 落札者の氏名及び住所 ア 氏 名 大丸藤井株式会社
イ 住 所 北海道札幌市中央区南1条西3丁目2番地
- (4) 落札金額 14,011,200円
- (5) 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札
- (6) 一般競争入札の公告 平成14年北海道教育庁石狩教育局告示第6号

平成14年北海道教育庁石狩教育局告示第7号
 (7) 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地
 ア 名 称 北海道教育庁石狩教育局企画総務課
 イ 住 所 北海道札幌市中央区北3条西7丁目

北海道選挙管理委員会委員長 高橋 康之

北海道選挙管理委員会告示第101号
 政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第6条第1項の規定による政治団体の設立の届出があったので、同法第7条の2第1項の規定に基づき、その名称等を次のとおり公表する。
 平成14年7月19日

北海道選挙管理委員会委員長 高橋 康之

(平成14年5月分)

政党の支部であるか否かの別	政治団体の名称	主たる事務所	所在地	代表者の氏名	会計責任者の氏名	届出先	事務局
否	秀の会	札幌市西区西町北12丁目7番10号	北友ビル1階	高野 橋 典	古川 川 雅	教利 教	渡島支所
同	恵山町を愛する会	亀田郡恵山町字高岱33番地の3		野呂 川 正 義	北村 昭 利	同	同
同	工藤篤後援会	同		浅野 川 秀 義	北川 泰 弘	同	榎山支所
同	清水てつこう後援会	瀬棚郡北檜山町字北檜山21番地		能登 田 博 之	菊川 重 四郎	同	同
同	若山あきお「漁業者団体」後援会	檜山郡江差町字茂尻町46-3		大岩 森 正 義	川原 藤 重	同	空知支所
同	太田常美後援会	赤平市泉町3丁目5番地		石 桑 黒 原 士 栄	佐藤 瑞 哲	同	同
同	千代川則男後援会	夕張市清水沢清栄町14番地		石 桑 黒 原 士 栄	奈良岡 吉 田 柴	同	同
同	生田目幸雄と農村を考える会	稚内市大字声間村字沼川3757番地		石 桑 黒 原 士 栄	三 柴 務 哲 和	同	同
同	くわ原まこと後援会	紋別市大山町2丁目31-1		石 桑 黒 原 士 栄	三 柴 務 哲 和	同	同
同	柴田央後援会	同		石 桑 黒 原 士 栄	三 柴 務 哲 和	同	同
同	巻宏後援会	同		石 桑 黒 原 士 栄	三 柴 務 哲 和	同	同
同	市原ひでおと草の根クラブ	静内郡静内町吉野町2-2-30		石 桑 黒 原 士 栄	三 柴 務 哲 和	同	同
同	北村直人川湯後援会	帯広市南町東2条8丁目18-1		石 桑 黒 原 士 栄	三 柴 務 哲 和	同	同
同		川上郡弟子屈町字跡佐登原野68線87-5		石 桑 黒 原 士 栄	三 柴 務 哲 和	同	同

北海道選挙管理委員会告示第102号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第7条の規定による政治団体の届出事項の異動届出があったので、同法第7条の2第1項の規定に基づき、その名称等を次のとおり公表す

る。

平成14年7月19日

北海道選挙管理委員会委員長 高橋 康之

(平成14年5月分)

呼 383 第

報 公 興 北

政治団体の名称	異動事項	異動	内容	届出先
自由民主党北海道自動車販売支部	会計責任者の氏名	新	嶋田平	事務局
同 大樹支部	代表者の氏名		望月敏哉	同
同 薬剤師支部	同		高瀬戸宣治	同
同	会計責任者の氏名		瀨戸宣治	同
いひさか宗子後援会	主たる事務所の所在地		札幌市東区北25条東7丁目2-22	同
北海道藤井基之薬剤師後援会	代表者の氏名		高瀬戸宣治	同
同	会計責任者の氏名		札幌市中央区北1条西17丁目1番地 北海道不動産会館3階	同
北海道不動産政治連盟札幌中央西支部	主たる事務所の所在地		札幌市中央区北1条西17丁目1番地 北海道不動産会館2階	同
同	代表者の氏名		安藤 與志之	同
北海道三井わきお薬剤師後援会	主たる事務所の所在地		札幌市豊平区平岸1条8丁目5番12号 札幌薬剤師連盟内	同
同	代表者の氏名		高瀬戸宣治	同
同	会計責任者の氏名		高瀬戸宣治	同
北海道薬剤師連盟	代表者の氏名		高瀬戸宣賢	同
同	会計責任者の氏名		加藤 初五郎	同
梅尾要一後援会	同		石狩市花畔573-110	石狩支所
ちば正威後援会	主たる事務所の所在地		石狩市花畔3条1丁目11-1	同
中村俊一後援会	代表者の氏名		工藤 三千蔵	渡島支所
野呂善市連合後援会	同		三十尾 喜作	同
くどう昇後援会	主たる事務所の所在地		檜山郡上ノ国町字勝山164	檜山支所
自由民主党芦別支部	会計責任者の氏名		前川 勇勝	空知支所
小谷ひろゆき後援会	同		前川 勇勝	同
滝川民社協会	同		坂本 雅史	同
水口のりかず後援会	同		同	同
山下貴史芦別後援会	同		前川 勇勝	同
金田えいこう富良野市後援会	代表者の氏名		菅原 勇勝	上川支所
蝦名信幸連合後援会	会計責任者の氏名		菅原 勇勝	同
宗谷政経研究会	同		菅原 勇勝	同
JAえんゆう政治連盟	同		菅原 勇勝	同
保村啓二後援会	代表者の氏名		菅原 勇勝	同
山中憲一後援会	同		菅原 勇勝	同
同	会計責任者の氏名		菅原 勇勝	同

橋浪蔵後援会連合会	代表者の氏名	澤田周一
吉岡透後援会	会計責任者の氏名	阿部幸雄
岩倉博文えりも町後援会	主たる事務所の所在地	幌泉郡えりも町字大和312
同	代表者の氏名	菊地勝彦
うりた義行後援会	同	米倉興幸
同	会計責任者の氏名	瓜田征子
喜多龍一池田後援会	主たる事務所の所在地	中川郡池田町旭町6-8
同	代表者の氏名	野崎義男
同	会計責任者の氏名	中野庄司
喜多龍一鹿追後援会	主たる事務所の所在地	河東郡鹿追町笹川西13線
むねかた一後援会	代表者の氏名	山田弥一郎
にしむら和正後援会	会計責任者の氏名	高橋正昭
自由民主党北海道第十三選挙区支部	主たる事務所の所在地	釧路市南浜町1-26
同	代表者の氏名	北村直人

柳和俊	胆振支所
澤嶋孝	同
幌泉郡えりも町字新浜35	日高支所
吉田正一	同
森浦栄一	十勝支所
川端勇	同
中川郡池田町西1-8-43	同
三寺健一	同
高橋隆一	同
河東郡鹿追町南町1-24	同
湊隆蔵	同
西村邦子	同
釧路市黒金町7-1-1	クマガネビル3F
鈴木宗男	釧路支所

北海道選挙管理委員会告示第103号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第17条第1項の規定による政治団体の解散の届出があったので、同条第3項の規定に基づき、その名称等を次のとおり公表する。

平成14年7月19日

北海道選挙管理委員会委員長 高橋康之

（平成14年5月分）

政治団体の名称	代表者の氏名	解散の日	届出先
自由連合北海道支部	熊谷明史	平14.4.30	事務局
自由連合北海道第2選挙区総支部	藤田明史	同	同
熊谷あきふみ後援会	熊谷明史	同	同
佐藤こうそう北海道後援会	安藤真人	同	同
藤田つとむ後援会	藤田幸人	同	同
佐藤孝行連合後援会	岡本幸悦	同14.3.30	渡島支所
千代川則男後援会	岩森正倫	同14.5.27	空知支所
すがぬま義一後援会	大正敏	同12.12.31	上川支所
北海道商工政治連盟幌延支部	近正敏	同14.5.16	留萌支所
今津ひろし枝幸後援会	池田正司	同14.4.30	宗谷支所

北海道選挙管理委員会告示第104号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第19条第2項の規定による資金管理団体の指定届出があったので、同法第19条の2第1項の規定に基づき、その名称等を次のとおり公表する。

平成14年7月19日

北海道選挙管理委員会委員長 高橋康之

たもり和文後援会	佐藤良次	同	同
生田目幸雄と農村を考える会	石黒義男	同14.5.19	同
柴田央後援会	傍土栄一	同11.12.1	網走支所
橋浪蔵後援会連合会	澤田周一	同14.5.31	胆振支所
巻宏後援会	巻平	同14.5.19	日高支所
市原ひでおと草の根クラブ	佐々木功	同14.5.24	十勝支所
方川英一後援会	松下征勝	同14.3.31	同
二川邦男後援会	松田繁雄	同14.5.20	同
山本よしはると緑春会	後藤嘉明	同13.12.31	同
北村直人川湯後援会	中島稔	昭62.3.31	釧路支所

（平成14年5月分）

大田次彦 稚内市港3丁目7番8号

釧路方面公安委員会告示

釧路方面公安委員会告示第6号

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第38条第1項の規定に基づき、少年指導委員を委嘱したので、少年指導委員規則（昭和60年国家公安委員会規則第2号）第2条の規定により告示する。

平成14年7月19日

北海道釧路方面公安委員会委員長 西佐古 求

氏名	住 所	活動区域の名称及び範囲
赤坂 清北古	釧路市興津2丁目36番11号	釧路市末広・鉄北地区
山本 万治	旭町6番地1号	釧路市北大通2丁目から5丁目まで、米広町2丁目から5丁目まで、栄町2丁目から5丁目まで、川上町2丁目から5丁目まで、共栄大通1丁目1番及び若松町1番から8番まで
阿曾 照子	同 武佐1丁目39番10号	
操 原 久	同 武佐3丁目5番18号	
島 博	同 花園町10番4号	
伊 藤 崇	根室市緑町1丁目24番地	根室市広小路地区
榎 田 繁	同 光洋町1丁目9番地1	根室市梅ヶ枝町、緑町、本町の各1丁目から3丁目まで
後 藤 幸	同 駒場町1丁目36番地43	
箭 浪 一	同 明治町1丁目79番地	
田 村 十五郎	帯広市柏林台南町1丁目33番地	帯広市中心街地区
岩 崎 文	同 柏林台中町3丁目26番地	帯広市西1条東仲通から西3条西仲通までの南9丁目線以北北海道旅客鉄道株式会社根室本線まで
佐 藤 清	同 西10条北2丁目3番地5	
田 藤 春	同 西1条南5丁目19番地	
田 中 朝	同 西6条南12丁目1番地	
豊 美 恵子	同	

釧路方面公安委員会告示

北見方面公安委員会告示第10号

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第38条第1項の規定に基づき、少年指導委員を委嘱したので、少年指導委員規則（昭和60年国家公安委員会規則第2号）第2条の規定により告示する。

平成14年7月19日

北海道北見方面公安委員会委員長 藤原 裕

氏名	住 所	活動区域の名称及び範囲
荒井 輝	網走市南9条東6丁目7番地	網走市中心街地区
川元 光	同 南5条東2丁目14番地	網走市南2条から南5条までの東2丁目から西4丁目まで
谷山 繁	同 南9条東2丁目6番1号	
山 夫	同 つくしヶ丘6丁目6番1号	
嶋 良	同 南9条東2丁目8番地	
嶋 知	同 南9条東2丁目8番地	
嶋 輝	同	
嶋 子	同	

釧路警察本部 告知

北海道警察本部告示第127号

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。

平成14年7月19日

北海道警察本部長 上原 美都男

- 入札に付する事項
 - 調達をする物品の名称及び数量
「北斗の安全～平成13年版白書」 2,000冊
 - 調達をする物品の仕様等 入札説明書による。
 - 納 入 期 限 平成14年8月30日
 - 納 入 場 所 北海道警察本部
- 入札に参加する者に必要な資格
次のいずれにも該当すること。
 - 平成13年北海道告示第19号又は平成14年北海道告示第9号に規定する印刷物の製造の資格を有すること。
 - 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。
 - 道内において印刷することが可能なこと。
 - 平版A2判2色機以上の規格の印刷機を有すること。
- 条件付一般競争入札参加資格の審査
 - この入札は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の5の2の規定による条件付一般競争入札であるので、入札に参加しようとする者は、アからウまでに定めるところにより、2の(3)及び(4)に掲げる資格を有するかどうかの審査を申請しなければならない。
ア 申 請 の 時 期 平成14年7月19日から26日まで

(3) 物品等の種類
コーコゾター式EC135P 1型機体（ぎんれい2号）用ヘリ
コプターテレビシステムの賃貸借

2 資格要件

- (1) 政令第167条の4第1項に規定する者（未成年者、被保佐人又は被補助人であつて、契約締結のために必要な同意を得ている者は含まれない。）でないこと。
- (2) 政令第167条の4第2項の規定により競争入札への参加を排除されている者でないこと。
- (3) 道が行つ指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。
- (4) 道税を滞納している者でないこと。
- (5) 平成14年7月1日現在において、ヘリコプターテレビシステムの賃貸事業を営んでいないこと。

3 資格要件の特例

中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）第3条に規定する中小企業等協同組合（以下「中小企業等協同組合」という。）及び中小企業団体の組織に関する法律（昭和32年法律第185号）第3条第1項第7号に掲げる協業組合（以下「協業組合」という。）については、当該中小企業等協同組合又は協業組合が次のいずれかに該当するときは、2の(5)に掲げる資格要件は、適用しない。

- (1) 経済産業局長が行つ官公需適格組合の証明を有するとき。
- (2) 中小企業等協同組合法第3条第4号に掲げる企業組合（以下「企業組合」という。）及び協業組合にあつては、設立の際に資格を有する者であるものが構成員の過半数を占めているとき。

4 資格審査の申請の時期及び方法

- (1) 申請の時期
資格審査の申請は、平成14年7月19日から8月20日までの間にしなければならない。
- (2) 申請の方法
資格審査の申請は、次に掲げる申請書類の提出先に、当該提出先の指示により作成した申請書類を提出することにより行わなければならない。

提出先の名称 北海道警察本部総務部会計課
提出先の所在地 北海道札幌市中央区北2条西7丁目

5 資格審査の再申請

- (1) 再申請の事由
次のいずれかに該当する者で引き続き資格を得ようとするものは、資格審査の再申請を行うことができる。

ア 資格を有する者の当該資格に係る営業を相続、合併又は譲渡により承継した者
イ 中小企業等協同組合（企業組合を除く。）である資格を有する者でその構成員（資格を有する者であるものに限る。）を変更したものの
ウ 企業組合又は協業組合である資格を有する者でその構成員を変更したもの

(2) 再申請の方法

再申請しようとする者は、4の(2)の申請書類の提出先に、当該提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。

6 資格の有効期間及び当該期間の更新手続

(1) 資格の有効期間

資格の有効期間は、資格を有すると認めた旨の通知があつた日から1の(1)に定める契約に係る一般競争入札の落札決定の日までとする。

(2) 有効期間の更新

資格は、1の(1)に定める契約に係るものであるため、有効期間の更新は、行わない。

7 資格の喪失

資格を有する者が2に規定する資格要件に該当しないこととなつたときは、資格を失う。

北海道警察本部告示第129号

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。

なお、この入札に係る調達は、1994年4月15日ラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける。

平成14年7月19日

北海道警察本部長 上原 美都男

1 入札に付する事項

- (1) 調達をする物品等の名称及び数量
コーコゾター式EC135P 1機体（ぎんれい2号）用ヘリコプターテレビシステムの賃貸借一式（1月当たりの単価）
- (2) 調達をする物品等の仕様等 入札説明書による。

(3) 契約期間 平成14年9月18日から平成15年3月31日まで。ただし、予算の範囲内で、平成21年9月17日を限度に当該契約期間を延長することが有り得る。

(4) 納入場所 契約担当者等が指定する場所

2 入札に参加する者に必要な資格

平成14年北海道警察本部告示第128号に規定する資格を有すること。

3 契約条項を示す場所

北海道札幌市中央区北2条西7丁目

呼 3 8 3 1 第 報

北海道警察本部総務部会計課
電話番号 011 - 251 - 0110 内線 2236

4 入札執行の場所及び日時

(1) 入 札 場 所 北海道札幌市中央区北2条西7丁目 北海道警察本部1階入札会場 (郵送による場合は、郵便番号 060 - 8520 北海道札幌市中央区北2条西7丁目 北海道警察本部総務部会計課)

(2) 入 札 日 時 平成14年8月29日 午後2時 (郵送による場合は、必着)

(3) 開 札 場 所 (1)に同じ。

(4) 開 札 日 時 (2)に同じ。

5 入 札 保 証 金

入札保証金は、免除する。

6 入札説明書の交付に関する事項

(1) 交 付 場 所 北海道札幌市中央区北2条西7丁目
北海道警察本部総務部会計課

電話番号 011 - 251 - 0110 内線 2236

(2) 交 付 方 法 (1)の場所で交付する。

7 落札者の決定方法

北海道財務規則 (昭和45年北海道規則第30号。以下「財務規則」という。) 第151条第1項の規定により定めた予定価格 (1月当たりの単価) の制限の範囲内で最低の価格 (1月当たりの単価) をもって入札 (有効な入札に限る。) した者を落札者とする。

8 契約書作成の要否

要

9 そ の 他

(1) 開札の時に、2に規定する資格を有しない者のした入札、財務規則第154条各号に掲げる入札及びこの公告に定める入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

(2) 入札金額等に係る消費税及び地方消費税 (以下「消費税等」という。) の取扱いは、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額 (当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額) をもって落札価格とするので、入札に参加する者は、消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった1月当たりの契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

イ 落札者となった者は、落札決定後速やかに消費税等の課税事業者であるか免税事業者であるかを申し出ること。

(3) 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

ア 名 称 北海道警察本部総務部会計課

イ 所 在 地 郵便番号 060 - 8520 北海道札幌市中央区北2条西7丁目

電話番号 011 - 251 - 0110 内線 2236

(4) 契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(5) この入札及び契約は、調達手続の停止等が有り得る。

(6) この入札の執行は、公開する。

(7) 詳細は、入札説明書による。

10 Summary

A. The nature and quantity of products to be procured: Eurocopter Model EC135P1 (Ginrei-II) Helicopter Television System 1 set

B. Bid tendering time and date : 2: 00 P. M., August 29, 2002

C. For further information, please contact : Finance Division, General Affairs Department, Hokkaido Prefectural Police Headquarters, Nishi 7-chome, Kita 2-jo, Chuo-ku, Sapporo, Hokkaido, 060-8520 Japan, Phone : 011-251-0110 Ext. 2236

北海道警察本部告示第130号

次のとおり一般競争入札 (以下「入札」という。) を実施する。

平成14年7月19日

北海道警察本部長 上 原 美都男

1 入札に付する事項

(1) 調達をする物品の名称及び数量
試験車両 (普通乗用車) 1台

(2) 調達をする物品の仕様等 入札説明書による。

(3) 納 入 期 日 平成14年10月9日

(4) 納 入 場 所 契約担当者等の指定する場所

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当すること。

(1) 平成13年北海道告示第19号又は平成14年北海道告示第9号に規定する物品の購入の資格を有すること。

(2) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。

3 契約条項を示す場所

北海道札幌市中央区北2条西7丁目

北海道警察本部総務部会計課

電話番号 011 - 251 - 0110 内線 2236

4 入札執行の場所及び日時

北 興 興 公 報

- 1 入 札 場 所 北海道札幌市中央区北2条西7丁目
北海道警察本部1階入札会場
- 2 入 札 日 時 平成14年8月1日 午後3時
- 3 開 札 場 所 (1)に同じ。
- 4 開 札 日 時 (2)に同じ。
- 5 入 札 保 証 金
 - (1) 入札に参加しようとする者は、その者の見積もった契約金額（消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）相当額を含む。）の100分の5に相当する額以上の入札保証金を納付すること。
 - (2) 入札保証金の納付の免除、納付方法等は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の7及び北海道財務規則（昭和45年北海道規則第30号。以下「財務規則」という。）第147条から第150条までの定めるところによる。
- 6 郵便等による入札
 - (1) 郵便による入札は認めない。
 - (2) 電報による入札は認めない。
- 7 入札説明書の交付に関する事項
 - (1) 交 付 場 所 北海道札幌市中央区北2条西7丁目
北海道警察本部総務部会計課
電話番号 011 - 251 - 0110 内線 2236
 - (2) 交 付 方 法 (1)の場所で行う。
- 8 落札者の決定方法
財務規則第151条第1項の規定により定めた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札（有効な入札に限る。）した者を落札者とする。
- 9 契約書作成の要否
- 10 そ の 他
 - (1) 開札の時において、2に規定する資格を有しない者のした入札、財務規則第154条各号に掲げる入札及びこの公告に定める入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。
 - (2) 入札金額等に係る消費税等の取扱い
 - ア 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札に参加する者は、消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
 - イ 落札者となった者は、落札決定後速やかに消費税等の課税事業者であるか免税事業

者であるかを申し出ること。

(3) 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

ア 名 称 北海道警察本部総務部会計課

イ 所 在 地 北海道札幌市中央区北2条西7丁目
電話番号 011 - 251 - 0110 内線 2236

(4) この入札及び契約は、調達手続の停止等が有り得る。

(5) この入札の執行は、公開する。

(6) 詳細は、入札説明書による。

毎週火・金曜日発行

(購読料金(送料とも)は月額三千四百四十円)

印編発

刷集行

富北
士海
道道
プリント
ト務
部海
株法
式制
会文
社書
社課
道